

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
ヤシマ建設(株)	土浦市乙戸882-1	2-006814
(株)磯建	結城郡八千代町菅谷884-9	2-021433

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和3年 4月29日 ～ 令和3年 5月28日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4. 事実概要

上記2者は、土浦土木事務所発注の一級河川乙戸川における築堤護岸工事において、令和3年3月30日、作業員への安全教育が不十分であるなど不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

上記の業者が工事関係者に重傷者を生じさせる事故を起こしたことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第7号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ア、イ (略) ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 エ (略)	1ヶ月～2ヶ月

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)